

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第17号

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年亀山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(扶養手当) 第4条 [略] 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者 で他に生計のみちがなく、主としてそ の職員の扶養を受けているものをいう。 [号を削る。] <u>(1)</u> [略] <u>(2)</u> [略]	(扶養手当) 第4条 [略] 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者 で他に生計のみちがなく、主としてそ の職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚 姻関係と同様の事情にある者を含む。 以下同じ。）</u> <u>(2)</u> [略] <u>(3)</u> [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(管理職員特別勤務手当)

第9条 管理職員特別勤務手当は、前条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。次項において同じ。）又は休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）において勤務をした場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(管理職員特別勤務手当)

第9条 管理職員特別勤務手当は、前条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。次項において同じ。）又は休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）において勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

職員特別勤務手当を支給する。

(給与の減額)

第19条 [略]

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間（任命権者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間をいう。）と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一

(給与の減額)

第19条 [略]

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間（任命権者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間をいう。）と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受け

部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

て勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項及び第19条第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。